

愛知県医療圏保健医療計画(素案)への市町村・関係団体意見

資料3-2

No	団体名	医療圏	章	節	区	分	頁	行	原 案	意 見 内 容	関係課室の考え方
3	岡 崎 市									意見なし	
51	幸 田 町									意見なし	
63	愛 知 県 医 師 会									意見なし	
64	愛 知 県 歯 科 医 師 会									意見なし	
65	愛 知 県 薬 剤 師 会	全 圏 域			がん、脳卒中、 急性心筋梗塞、 糖尿病				体系図中の「かかりつけ薬局」	「かかりつけ薬局」と「かかりつけ薬剤師」について 愛知県医療圏保健医療計画の中には「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」という文言(表現)はありますが、「かかりつけ薬剤師」という文言(表現)はなく、「かかりつけ薬局」という文言(表現)しかない。これは、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」が人を表すのに対し、「かかりつけ薬局」のみが施設を表しているため、医療従事者である薬剤師も「かかりつけ薬剤師」と表記するのが妥当ではないか。なお、他県においては8県が「かかりつけ薬局」と「かかりつけ薬剤師」が併記されている。	県計画(平成25年3月策定)において、「かかりつけ薬剤師」の記載がなく、その位置付けも明確になっていないことから、次回の県計画改訂時の課題と考えており、今回は現行の記載どおりとしたい。

医薬